

令和6年6月27日

舞鶴市議会議長 上 羽 和 幸 様

議会運営委員会

委員長 谷 川 眞 司

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

市議委第 2 号

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例

舞鶴市議会委員会条例(平成 2 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 の見出しを「(委員会の開会方法の特例)」に改め、同条第 1 項中「開催場所」を「開会場所」に改め、「オンライン」の右に「による方法」を加え、「を活用した」を「で」に、「開催する」を「開く」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 20 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

第 15 条の 2 第 2 項中「場合」を「規定により開かれる委員会」に改め、「による」の右に「方法で」を加え、「委員長の許可を得なければならない」を「あらかじめ委員長に届け出なければならない」に改め、同条第 3 項中「により委員長の許可を得てオンラインにより委員会に出席した委員に関する次条、第 17 条第 1 項及び第 30 条第 1 項」を「による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例」に改め、「委員は、」を削り、「出席した」を「出席している」に改め、同条第 4 項中「を活用した」を「による方法での」に、「開催」を「開会」に改める。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第 22 条第 1 項中「。以下「法」という。」を削る。

第 24 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 28 条

において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第 25 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第 28 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 29 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第 30 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会のデジタル化への対応等所要の改正を行いたいので提案する。